

医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための災害時における医療救護体制の強化(医療コンテナ等に関する事業の新規創設及び拡充強化)

政策提言先 厚生労働省

政策提言の要旨

南海トラフ地震では、国内の広範囲で発生する圧倒的多数の負傷者に対応するため、医療需要が急増する一方、今回の能登半島地震のように被災地内の医療機能や搬送能力が著しく低下し、地域の医療資源の絶対的な不足が見込まれます。

能登半島地震では、医薬品も含めた医療需要に対応するため、数多くの『医療コンテナ』や『モバイルファーマシー』が全国から派遣され、孤立地域等の病院での医療の継続や避難所等における医療提供に活用されたことを踏まえると、これらの導入を積極的に検討していくことが必要です。

このため、その支援として、導入の際の課題となる平時の運用などの先進事例についてのきめ細やかな情報提供とともに、医療コンテナ活用推進事業の補助要件の拡大、モバイルファーマシー導入のための補助制度の創設に加え、必要な予算額の確保を行うことにより、南海トラフ地震への備えを加速化する必要があると考えます。

【政策提言の具体的内容】

南海トラフ地震では、国内の広範囲で発生する圧倒的多数の負傷者が発生する等、医療需要が急増する一方、被災地内の医療機能や搬送能力が著しく低下し、地域の医療資源の絶対的な不足が見込まれます。

このため、被災地の医療体制を補完するための外部からの支援が重要となり、この補完機能を平時から備えておくことが重要と考えます。

そこで、今回の能登半島地震においても、数多く活用された『医療コンテナ』や『モバイルファーマシー』の導入を積極的に検討していくに当たっては、医療コンテナ活用推進事業の補助要件の拡大及びこれに伴う予算額の確保と補助率のかさ上げ、モバイルファーマシー導入のための補助制度の創設及びこれに伴う予算額の確保などを行うことにより、南海トラフ地震への備えを加速化する必要があると考えます。

【政策提言の理由】

国においては、第8次医療計画において、災害時における医療コンテナの活用を進めることが明示されているとともに、都道府県や医療機関は、災害時の医療提供体制を維持するために医療コンテナ等を活用し、被災した病院施設の補完等を行うことを推進することが明示されています。

また、能登半島地震では、被災地内の医療体制を維持するため、数多くの『医療コンテナ』や『モバイルファーマシー』が全国から派遣され、孤立地域等の病院や避難所等における医療提供に活用されました。

南海トラフ地震では、国内の広範囲で甚大な被害が生じるため、大量の負傷者が発生し、医療需要が急増する一方、今回の能登半島地震のように「施設や機器の損壊」や「スタッフの被災」で被災地内の医療機能や搬送能力が著しく低下し、地域の医療資源の絶対的な不足が見込まれます。

また、避難所においても、避難生活の長期化等による感染症等の発生や慢性疾患の悪化等により医薬品も含めた医療ニーズが急激に高まることとなります。

このような状況にあつて、被災地内の医療体制を維持するためには、外部からの支援が重要となり、この補完機能を平時から備えておくことが重要と考えます。

しかしながら、医療コンテナに関する補助金については、「医療コンテナ活用促進事業」が令和6年度新規事業として開始されていますが、予算額が全体で5,700万円であることや、対象経費が平時からの「賃借料」のみであること等、自治体や医療機関の負担が大きいものとなっています。

また、モバイルファーマシーについては、現行の補助制度自体が存在していない状況にあります。

このため、自治体や関係機関に医療コンテナやモバイルファーマシーの導入について、積極的な検討を促していくためにも、導入の際の課題となる平時の運用などの先進事例についてのきめ細やかな情報提供とともに、モバイルファーマシー導入のための補助制度の創設や医療コンテナ整備に関する費用への補助といった補助要件の拡大及び補助率のかさ上げなど、国を挙げた支援体制が必要であると考えます。